

新型コロナウイルス感染症に対応する各種保険制度

★休業補償制度 <https://hoken.jcci.or.jp/leave-compensation>

病気やケガのため、入院もしくは医師の指示による自宅療養などで、仕事を休まれた時の減少した収入を補償します。新型コロナウイルス感染症にかかり入院及び自宅療養を余儀なくされた場合の期間（免責期間を除く）の所得補償もあります。

事例	事例内容	保険金
病 気 	新型コロナウイルス感染症を発症し、入院と自宅療養の期間、働けなくなった。(免責期間7日経過後の1ヵ月、全く働けなかった。)	保険金額[月額]22万円の場合 1ヵ月7日－免責期間7日間 =1ヶ月 22万円×(1ヵ月) = 22万円

★ビジネス総合保険制度 <https://hoken.jcci.or.jp/business>

事業活動の様々な賠償責任リスクと事業休業リスクを補償します。
特約の改定により、新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症の発生のため休業指示を受けた場合の一時金や、一部業種の施設の消毒費用などを補償します。

(※いずれも保健所などから休業指示及び命令があった場合に限りです)

<その他、飲食店の皆さままでテイクアウトを推奨している方>

万が一テイクアウト等で食中毒が出た場合

商工会議所のビジネス総合保険制度の賠償補償（生産物の補償）で補償されます。

★業務災害補償プラン

政府労災で認定された業務・通勤による精神障害、脳・心疾患などの疾病（新型コロナウイルス含む）や自殺などを補償します。※政府労災保険の認定を受けた場合に上乗せ補償を受けるプラン・特約に加入している場合。

なお、厚生労働省 HP(令和2年4月6日時点版)によれば、労働者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、業務または通勤に起因して発症したものであると認められれば、労災保険給付の対象となります。労災保険給付の詳細については、労働基準監督署にご確認ください。

テレワーク中のハラスメント行為による賠償責任が心配なら、ハラスメント行為による事業者、役員、使用人の法律上の賠償責任を補償します。

※保険制度のご加入には、姫路商工会議所の会員であることが必要です。

【問合せ先】

姫路商工会議所 総務部 ・TEL 079-223-6552